

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための
資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

近年の情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応し、金融の機能に対する信頼の向上及び利用者等の保護等を図るため、暗号資産交換業者に関する規制の整備、暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等の金融機関の業務への追加、店頭デリバティブ取引における証拠金の清算に係る規定の整備等の措置を講ずる必要がある。このため、資金決済に関する法律その他の関係法律の整備等を行うこととする。

一 資金決済に関する法律の一部改正（第1条関係）

1. 暗号資産交換業に係る制度整備

- (1) 「仮想通貨」の呼称を「暗号資産」に変更するほか、暗号資産の定義から金融商品取引法で規定する「電子記録移転権利」を除くとともに、暗号資産交換業の定義に、暗号資産の交換等に関しない暗号資産の管理を業として行うことを追加することとする。
(資金決済に関する法律第2条関係)
- (2) 暗号資産交換業の登録拒否事由に、認定資金決済事業者協会に未加入の法人であって、当該協会の規則に準ずる内容の社内規則を作成していないもの等を追加することとする。
(資金決済に関する法律第63条の5関係)
- (3) 暗号資産交換業者は、その取り扱う暗号資産の名称又は業務の内容及び方法を変更する場合には、事前に届出をしなければならないこととする。
(資金決済に関する法律第63条の6関係)
- (4) 暗号資産交換業者が、広告及び勧誘に際し、虚偽の表示をすることを禁止するほか、暗号資産交換業の広告等に関する規定を整備することとする。
(資金決済に関する法律第63条の9の2、第63条の9の3関係)
- (5) 暗号資産交換業者は、利用者に信用を供与して暗号資産の交換等を行う場合には、その契約に係る情報の提供等の措置を講じなければならないこととする。
(資金決済に関する法律第63条の10関係)
- (6) 暗号資産交換業者は、利用者の金銭を信託し、利用者の暗号資産を原則、利用者の保護に欠けるおそれが少ない方法で分別管理するとともに、それ以外の方法で管理する利用者の暗号資産と同種同量の暗号資産（以下「履行保証暗号資産」という。）を自己の財産として保有の上、利用者の保護に欠けるおそれが

少ない方法で分別管理しなければならないこととする。

(資金決済に関する法律第 63 条の 11、第 63 条の 11 の 2 関係)

- (7) 暗号資産交換業者に暗号資産の管理を行わせている利用者は、当該暗号資産交換業者が管理する利用者の暗号資産及び履行保証暗号資産について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有することとする。

(資金決済に関する法律第 63 条の 19 の 2、第 63 条の 19 の 3 関係)

2. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 金融商品取引法の一部改正 (第 2 条関係)

1. 暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備

- (1) 金融商品の定義に、暗号資産を追加し、暗号資産を用いたデリバティブ取引を規制の対象とすることとする。 (金融商品取引法第 2 条第 24 項関係)

- (2) 金融商品取引業者等が行う暗号資産を用いたデリバティブ取引に関連する業務に関して、説明義務等の規定を整備することとする。

(金融商品取引法第 43 条の 6 関係)

- (3) 収益分配を受ける権利等のうち、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値 (電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。) に表示されるもの (以下「電子記録移転権利」という。) を、第一項有価証券とし、企業内容等の開示制度の対象とするとともに、電子記録移転権利の売買等を業として行うことを第一種金融商品取引業に係る規制の対象とすることとする。

(金融商品取引法第 2 条第 3 項・第 8 項、第 3 条、第 28 条関係)

- (4) 収益分配を受ける権利を有する者が出資した暗号資産等を金銭とみなして、金融商品取引法の規定を適用することとする。

(金融商品取引法第 2 条の 2 関係)

- (5) 暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引を業として行う場合における金融商品取引業の登録、業務の内容及び方法の変更に係る事前の届出等に関する規定を整備することとする。

(金融商品取引法第 29 条の 2、第 29 条の 4、第 31 条関係)

2. 暗号資産を用いた不公正な行為に関する規制の整備

暗号資産の取引及び暗号資産を用いたデリバティブ取引等に関する不公正な行為を禁止することとする。

(金融商品取引法第 185 条の 22～第 185 条の 24 関係)

3. 顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等に係る規定の整備

金融商品取引業者の付随業務に、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供することその他保有する情報を第三者に提供することであって、本業の高度化又は利用者の利便の向上に資するものを追加することとする。

(金融商品取引法第 35 条第 1 項第 16 号関係)

4. 電磁的記録に係る犯則調査手続等の整備

一定の電磁的記録に関する差押えその他の電磁的記録に係る証拠収集手続等を整備することとする。

(金融商品取引法第 210 条～第 226 条関係)

5. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

三 金融商品の販売等に関する法律の一部改正 (第 3 条関係)

(1) 金融商品の販売の定義に、暗号資産を取得させる行為を追加することとする。

(金融商品の販売等に関する法律第 2 条関係)

(2) その他所要の規定の整備を行うこととする。

四 農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、銀行法、保険業法及び農林中央金庫法の一部改正 (第 4 条～第 12 条関係)

1. 顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等に係る規定の整備

銀行、保険会社等の付随業務に、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務その他保有する情報を第三者に提供する業務であって、本業の高度化又は利用者の利便の向上に資するものを追加することとする。

(銀行法第 10 条、保険業法第 98 条等関係)

2. 保険会社による保険業に関連する IT 企業等の子会社化に係る規定の整備

保険会社は、認可を受けて、情報通信技術その他の技術を活用した保険業の高度化若しくは利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社の議決権について、基準議決権数を超える議決権を取得し、又は

保有することができることとする。

(保険業法第 106 条関係)

五 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律の一部改正 (第 13 条関係)

店頭デリバティブ取引等の特定金融取引を行う金融機関等について更生手続開始の決定がされた場合には、当該特定金融取引に係る担保権の目的である財産は、更生手続開始の申立てがあった時又は譲渡した時において、更生手続開始の決定がされた者の相手方又は第三者に帰属することとし、当該担保権の目的である財産の額を一括清算後の債権額から控除することとする。

(金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第 4 条関係)

六 その他

1. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

(附則第 1 条関係)

2. 経過措置等

- ① 所要の経過措置等を定めることとする。
- ② 資金決済に関する法律等の改正に伴い、関係法律の改正を行うこととする。